

別海町議会会議録

第2号(平成25年3月8日)

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 平成25年度別海町一般会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 平成25年度別海町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 平成25年度別海町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 平成25年度別海町介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 平成25年度別海町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 平成25年度別海町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 平成25年度町立別海病院事業会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 平成25年度別海町水道事業会計予算 |
| 日程第10 | 議案第18号 | 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第19号 | 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第20号 | 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第21号 | 別海町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第22号 | 別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第23号 | 別海町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第24号 | 別海町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第25号 | 別海町福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第26号 | 別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第27号 | 別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第28号 | 別海町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第29号 | 別海町児童デイサービスセンターの条例の一部を改正する |

- 条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 3 0 号 別海町ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 3 1 号 別海町公衆トイレ設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 3 2 号 別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 3 3 号 別海町北海道営草地整備改良事業並びに公社営畜産基地建設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 3 4 号 別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 3 5 号 尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 3 6 号 別海町ふれあいランド条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 3 7 号 別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 3 8 号 別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 3 9 号 別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 2 議案第 4 0 号 別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 3 議案第 4 1 号 町立別海病院特別対策基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 3 4 議案第 4 2 号 別海町酪農畜産振興資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 3 5 議案第 4 4 号 町道の路線認定について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 2 号 平成 2 5 年度別海町一般会計予算
- 日程第 3 議案第 3 号 平成 2 5 年度別海町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第 4 号 平成 2 5 年度別海町下水道事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 5 号 平成 2 5 年度別海町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 6 号 平成 2 5 年度別海町介護保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第 7 号 平成 2 5 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 8 議案第 8 号 平成 2 5 年度町立別海病院事業会計予算
- 日程第 9 議案第 9 号 平成 2 5 年度別海町水道事業会計予算
- 日程第 1 0 議案第 1 8 号 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 1 9 号 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業

の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 2 | 議案第 2 0 号 | 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について |
| 日程第 1 3 | 議案第 2 1 号 | 別海町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について |
| 日程第 1 4 | 議案第 2 2 号 | 別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について |
| 日程第 1 5 | 議案第 2 3 号 | 別海町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 1 6 | 議案第 2 4 号 | 別海町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について |
| 日程第 1 7 | 議案第 2 5 号 | 別海町福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 8 | 議案第 2 6 号 | 別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 9 | 議案第 2 7 号 | 別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 0 | 議案第 2 8 号 | 別海町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 1 | 議案第 2 9 号 | 別海町児童デイサービスセンターの条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 2 | 議案第 3 0 号 | 別海町ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 3 | 議案第 3 1 号 | 別海町公衆トイレ設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 4 | 議案第 3 2 号 | 別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 5 | 議案第 3 3 号 | 別海町北海道営草地整備改良事業並びに公社営畜産基地建設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 6 | 議案第 3 4 号 | 別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 7 | 議案第 3 5 号 | 尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 8 | 議案第 3 6 号 | 別海町ふれあいランド条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 9 | 議案第 3 7 号 | 別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 0 | 議案第 3 8 号 | 別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 1 | 議案第 3 9 号 | 別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 2 | 議案第 4 0 号 | 別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第33 議案第41号 町立別海病院特別対策基金条例を廃止する条例の制定について

日程第34 議案第42号 別海町酪農畜産振興資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について

日程第35 議案第44号 町道の路線認定について

○出席議員（16名）

1番	木嶋悦寛	2番	松壽孝雄
3番	森本一夫	4番	今西和雄
5番	西原浩	6番	杳澤昌廣
7番	小林敏之	8番	安部政博
9番	瀧川榮子	10番	山田信
12番	松原政勝	13番	戸田博義
14番	戸田憲悦	15番	中村忠士
16番	佐藤初雄	議長	18番 渡邊政吉

○欠席議員（1名）

副議長 17番 安田輝男

○出席説明員

町長	水沼猛	副町長	磯田俊夫
教育長	真籠毅	代表監査委員	鈴木英世
監査委員	下川原洋	総務部長	竹中仁
福祉部長	佐藤次春	産業振興部長	有田博喜
建設水道部長	天田豊	教育部長	大島登
監査委員事務局長	上月昭彦	農委事務局長	森本哲男
病院事務局長事務取扱	磯田俊夫	会計管理者	半田雅代
総務部次長	宮部正好	福祉部次長	佐藤英敏
福祉部次長	田保圭乙	産業振興部次長	竹内伸康
建設水道部次長	永野寛昭	総務課長	宮部正好
総合政策課長	浦山吉人	財政課長	河嶋田鶴枝
税務課長	宮越正人	町民課長	半田三喜男
福祉課長	佐藤英敏	福祉課参事	清水純夫
特養建設準備室長	田保圭乙	保健課長	佐々木勉
老健事務長	岡田一芳	農政課長	山崎茂
環境特別推進室長	登藤和哉	水産みどり課長	小湊昌博
商工観光課長	大槻祐二	管理課長	小西健夫
事業課長	千葉悦男	上下水道課長	永野寛昭
病院事務課長	佐藤一彦		

○議会事務局出席職員

事務局長 土井一典 主幹 山田一志

○会議録署名議員

4番 今 西 和 雄
6番 沓 澤 昌 廣

5番 西 原 浩

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） 会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

ただいまから、第2日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は17番安田議員でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。

4番今西和雄議員、5番西原浩議員、6番沓澤昌廣議員、以上3名を指名いたします。ここでお諮りします。

提出されております日程第17 議案第25号から日程第35 議案第44号までの19件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしましたと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第17 議案第25号から日程第35 議案第44号までの19件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第2 議案第2号から日程第9 議案第9号まで

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 議案第2号平成25年度別海町一般会計予算、日程第3 議案第3号平成25年度別海町国民健康保険特別会計予算、日程第4 議案第4号平成25年度別海町下水道事業特別会計予算、日程第5 議案第5号平成25年度別海町介護サービス事業特別会計予算、日程第6 議案第6号平成25年度別海町介護保険特別会計予算、日程第7 議案第7号平成25年度別海町後期高齢者医療特別会計予算、日程第8 議案第8号平成25年度町立別海病院事業会計予算、日程第9 議案第9号平成25年度別海町水道事業会計予算の8件については、一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで、説明者に申し上げます。

この8件の新年度予算については、予算審査特別委員会を設置し、詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは、議案第2号平成25年度別海町一般会計予算の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 議案第2号の内容説明をいたします。

別冊の平成25年度別海町一般会計予算書の1ページをお開きください。

議案第2号平成25年度別海町一般会計予算。

平成25年度別海町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ148億1,400万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、40億円と定める。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算で、歳入です。

1 款町税、1項から5項で21億1,019万3,000円。

2 款地方譲与税、1項と2項で3億7,830万円。

3 款利子割交付金、1項で520万円。

4 款配当割交付金、1項で80万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1項で60万円。

6 款地方消費税交付金、1項で1億5,000万円。

7 款自動車取得税交付金、1項で6,000万円。

8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項で3,640万2,000円。

9 款地方特例交付金、1項で360万円。

10 款地方交付税、1項で69億9,000万円。

11 款交通安全対策特別交付金、1項で440万3,000円。

12 款分担金及び負担金、1項と2項で3億2,134万2,000円。

13 款使用料及び手数料、1項から3項で2億8,668万8,000円。

14 款国庫支出金、1項から3項で9億3,316万1,000円。

15 款道支出金、1項から3項で11億9,846万8,000円。

16 款財産収入、1項と2項で5,507万6,000円。

17 款寄附金、1項で10万円。

4ページをお開きください。

18 款繰入金、1項で5億3,013万4,000円。

19 款繰越金、1項で1,000万円。

20 款諸収入、1項から5項で6億4,293万3,000円。

21 款町債、1項で10億9,660万円。

歳入合計で、148億1,400万円とするものです。

次に、5ページ、歳出です。

1 款議会費、1項で8,781万1,000円。

2 款総務費、1項から6項で11億9,876万4,000円。

3 款民生費、1項と2項で20億3,712万7,000円。

4 款衛生費、1項と2項で15億4,603万6,000円。

5 款労働費、1項で632万2,000円。

6 款農林水産業費、1 項から4 項で2 5 億1, 5 1 3 万4, 0 0 0 円。

7 款商工費、1 項で1 億9, 3 0 9 万8, 0 0 0 円。

6 ページに進みます。

8 款土木費、1 項から5 項で1 4 億6, 4 4 7 万4, 0 0 0 円。

9 款消防費、1 項で5 億3, 8 2 3 万1, 0 0 0 円。

1 0 款教育費、1 項から6 項で1 1 億3, 9 1 5 万7, 0 0 0 円。

1 1 款災害復旧費、1 項と2 項で7 万5, 0 0 0 円。

1 2 款公債費、1 項で1 8 億6, 8 7 4 万6, 0 0 0 円。

1 3 款給与費、1 項で2 1 億8, 9 0 2 万5, 0 0 0 円。

1 4 款予備費、1 項で3, 0 0 0 万円。

歳出合計で、1 4 8 億1, 4 0 0 万円とするものです。

次に、8 ページをお開き願います。

第2 表、地方債です。

起債の目的は、1 段目の中春別福祉館改築事業から9 ページになりますが、9 ページの下から3 行目、全天候型トラック整備事業までの3 0 事業と、その次の段、臨時財政対策債を合わせまして、限度額合計が1 0 億9, 6 6 0 万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりですので、省略をさせていただきます。

続いて、1 1 ページからの歳入歳出予算事項別明細書につきましては、総括歳入歳出全て説明を省略させていただきます、2 4 7 ページの給与費明細書について説明を申し上げます。

2 4 7 ページをお開き願います。

給与費明細書です。

まず1 の特別職でございますが、表の下段の比較の欄で御説明をいたします。比較欄の一番上、長等の共済費が2 万1, 0 0 0 円の増で、合計2 万1, 0 0 0 円の増。議員が1 名減で、報酬が2 3 1 万6, 0 0 0 円、期末手当が8 5 万5, 0 0 0 円ともに減額となり、給与費計で3 1 7 万1, 0 0 0 円の減、これに共済費が3 5 3 万8, 0 0 0 円の減となりまして、合計で6 7 0 万9, 0 0 0 円の減額となります。その他の特別職につきましては2 1 4 名の増で、報酬が3 1 2 万7, 0 0 0 円の増、給与費計、合計ともに3 1 2 万7, 0 0 0 円の増となります。特別職計では2 1 3 名の増となりまして、給与費の内訳では報酬が8 1 万1, 0 0 0 円の増、期末手当が8 5 万5, 0 0 0 円の減で、給与費計では4 万4, 0 0 0 円の減、共済費につきまして3 5 1 万7, 0 0 0 円の減、合計では3 5 6 万1, 0 0 0 円の減となるものでございます。

次に、2 4 8 ページをお開き願います。

2 の一般職です。

(1) の総括で、職員数は2 7 8 名で、増減ございません。給料は、比較の欄で1, 6 0 0 万円の減、職員手当は5 5 9 万円の減、給与費の計で2, 1 5 9 万円の減。共済費は9 7 5 万円の増となりまして、合計といたしましては1, 1 8 4 万円の減となるものでございます。

次の職員手当の内訳、2 4 9 ページ、(2)になりますが、給料及び職員手当の増減額の明細並びに2 5 0 ページから2 5 3 ページ、(3)給料及び職員手当の状況につきましては、説明は省略をさせていただきます。

2 5 4 ページをお開き願います。

254ページからは、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

1件目の北海道市町村職員共済組合投資住宅賃借料の平成13年度議決分から、最後267ページまででございます。267ページまでお進みいただきまして、下から2段目、公の施設にかかわる指定管理者に対する委託料、西春別運動広場まで全部で94件でございます。267ページ、一番下の段になりますけれども、債務負担行為の合計で、限度額は59億795万円、前年度、平成24年度末までの支出見込み額は14億7,483万6,000円、次に当該年度、平成25年度以降になりますけれども、支出予定額が32億5,321万1,000円。なお、この上段括弧内6億9,159万円につきましては、平成25年度の支出の予算額でございます。

当該年度以降の支出予定額の財源内訳ですけれども、特別財源といたしまして国・道支出金が4億5,333万7,000円、次の地方債が3億480万円、その他15億8,556万円、一般財源は9億951万4,000円という内訳でございます。

最後のページ、268ページをお開きください。

こちらは地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。区分で1の公共事業等債から15の都道府県貸付金まで、合計で平成23年度末現在高は160億2,935万6,000円、平成24年度末現在高見込み額、その右側になります、160億6,632万8,000円。平成25年度中の起債見込み額が10億9,660万円で、償還見込み額の16億3,256万2,000円とした平成25年度末現在高見込み額は155億3,036万6,000円となります。

雑駁でございますが、以上で議案第2号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 次に、議案第3号平成25年度別海町国民健康保険特別会計予算、議案第5号平成25年度別海町介護サービス事業特別会計予算、議案第6号平成25年度別海町介護保険特別会計予算、議案第7号平成25年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の4件について、順次説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） それでは、議案第3号平成25年度別海町国民健康保険特別会計予算の内容説明をいたします。

別冊の予算書をごらんいただきます。

本予算につきましては、例年のとおり医療費、あるいは課税所得の不確定、さらには各種支援金、拠出金、納付金など、制度上の決定事項が4月に示されることから、6月補正予算において肉づけを行うこととしており、補正を前提とした予算となっております。

それでは、1ページをお開きください。

平成25年度別海町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ24億7,100万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,

000万円と定める。

第3条、歳出予算の流用。

地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、保険給付費に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

まず、歳出です。款の金額で御説明いたします。

1款国民健康保険税、9億5,434万9,000円。

2款国庫支出金、6億2,495万3,000円。

3款療養給付費等交付金、5,041万3,000円。

4款前期高齢者交付金、8,613万7,000円。

5款道支出金、1億7,515万1,000円。

6款共同事業交付金、3億5,370万円。

7款繰入金、1億2,602万6,000円

8款繰越金、1万円。

9款諸収入、1億26万1,000円。

歳出合計で、24億7,100万円とするものです。

次に、3ページの歳入です。

1款総務費、2,040万1,000円。

2款保険給付費、14億7,217万円。

3款後期高齢者支援金等、3億7,985万9,000円。

4款前期高齢者納付金等、38万9,000万円。

5款老人保健拠出金、2万円。

6款介護納付金、1億6,963万3,000円。

7款共同事業拠出金、4億934万3,000円。

8款保険事業費1,645万2,000円。

次に、4ページです。

9款諸支出金、173万3,000円。

10款予備費、100万円。

歳出合計で、24億7,100万円とするものであります。

次の歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略をさせていただきます。

25ページをお開きください。

給与費明細書です。

1、特別職、これは国民健康保険運営協議会委員にかかわるものでございますが、表の下段の比較の欄で説明いたします。

特別職7人は、前年度と変わりありません。給与費も報酬34万7,000円で、前年と同じであります。

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第5号平成25年度別海町介護サービス事業特別会計予算の内容説明を申し上げます。

別冊の予算書、1ページをお開き願います。

平成25年度別海町介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億5,440万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

まず、歳入です。

1款介護サービス費、4億5,199万6,000円。

2款使用料及び手数料、8,708万4,000円。

3款国庫支出金、260万円。

4款財産収入、97万6,000円。

5款繰入金、3億9,360万円。

6款繰越金、1万円。

7款諸収入、1,813万4,000円。

歳入合計で、9億5,440万円とするものです。

次に、3ページの歳出です。

1款介護サービス事業費、4億2,539万3,000円。

2款公債費、6,862万8,000円。

3款給与費、4億5,737万9,000円。

4款予備費、300万円。

歳出合計で、9億5,440万円とするものであります。

次の歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

25ページをお開きください。

給与費明細書です。

1一般職、(1)総括です。表の下段の比較の欄で御説明いたします。

職員数は、全体で前年度と変わりありませんが、老人保健施設で作業療法士1名増、訪問看護ステーションで看護師1名減となっております。

給与費の給料で422万4,000円の増、職員手当で193万7,000円の増、共済費で336万6,000円の増、合計で952万7,000円の増となるものです。

以下、職員手当の内訳等につきましては説明を省略させていただきます。

次に、31ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

区分の合計欄で申し上げます。

平成23年度末現在高は7億8,062万8,000円、隣の平成24年度末現在高見込み額7億2,832万3,000円、平成25年度中増減見込みの平成25年度中起債見込み額はありません。平成25年度中、元金償還見込み額は5,361万円、最後の平成25年度末現在高見込み額では6億7,471万3,000円となるものです。

なお、区分欄の病院事業ですが、老人保健施設、訪問看護ステーション、医師及び医療技術職員住宅、これらの建設事業に係る分となっております。

次の厚生福祉施設整備事業ですが、デイサービスセンター建設に係る分で、平成25年度をもって元利償還が終了することとなるものです。

以上で、議案第5号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第6号平成25年度別海町介護保険特別会計予算の内容説明を申し上げます。

別冊予算書の1ページをお開き願います。

平成25年度別海町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億1,520万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

まず、歳入です。

1款保険料、1億5,335万7,000円。

2款分担金及び負担金、37万6,000円。

3款国庫支出金、2億1,190万5,000円。

4款支払基金交付金、2億5,538万円。

5款道支出金、1億3,311万4,000円。

6款財産収入、2万円。

7款繰入金、1億6,000万7,000円。

8款繰越金、1万円。

9款諸収入、103万1,000円。

歳入合計で、9億1,520万円とするものです。

4ページをお開きください。

歳出です。

1款総務費、1,616万8,000円

2款保険給付費、8億7,620万円。

3款地域支援事業費、1,941万1,000円。

4款基金積立金、2万1,000円。

5款諸支出金、40万円。

6款予備費、300万円。

歳出合計で、9億1,520万円とするものであります。

次の歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略をさせていただきます。

21ページをお開きください。

給与費明細書です。

1、特別職ですが、介護認定審査会委員、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員にかかわるものとなっております。

表の本年度と比較の欄で御説明いたします。

特別職の人数は14人、給与費の報酬は103万1,000円で、いずれも前年度と変わりありません。

以上で、議案第6号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第7号平成25年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の内容説明を申し上げます。

別冊の予算書の1ページをお開き願います。

平成25年度別海町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,930万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

まず、歳入です。

1款後期高齢者医療保険料、9,408万7,000円。

2款繰入金、4,499万2,000円。

3款繰越金、1,000円。

4款諸収入、22万円。

歳入合計で、1億3,930万円とするものです。

4ページをお開きください。

歳出です。

1款総務費、168万7,000円

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1億3,440万3,000円。

3款諸支出金、21万円。

4款予備費、300万円。

歳出合計で、1億3,930万円とするものであります。

次の歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第7号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 次に、議案第4号平成25年度別海町下水道事業特別会計予算、議案第9号平成25年度別海町下水道事業会計予算の2件について、順次説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（天田 豊君） それでは、議案第4号平成25年度別海町下水道事業特別会計予算について御説明いたします。

別冊の予算書1ページをお開きください。

平成25年度別海町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億6,520万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、継続費。

地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

第3条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

第4条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。項の金額を省略し款の金額で申し上げます。

歳入。

1款分担金及び負担金、1項で326万円。

2款使用料及び手数料、1項と2項で1億5,201万7,000円。

3款国庫支出金、1項で2,710万円。

4款繰入金、1項で3億4,180万3,000円。

5款繰越金、1項で1万円。

6款諸収入、1項と2項で1,881万円。

7款町債、1項で2,220万円。

歳入合計で、5億6,520万円とするものです。

次、4ページをお開きください。

歳出です。

1款総務費、1項で1,289万4,000円。

2款下水道施設費、1項で1億1,463万8,000円。

3款集落排水施設費、1項と2項で1億265万3,000円。

4款公債費、1項で3億137万5,000円。

5款給与費、1項で3,064万円。

6款予備費、1項で300万円。

歳出合計、5億6,520万円とするものです。

5ページです。

第2表、継続費です。

1款下水道施設費1項下水道施設費、事業名特定環境保全公共下水道事業、総額9,200万円、年割額、平成25年度3,400万円、平成26年度5,800万円とするものです。

6ページをお開きください。

第3表、債務負担行為です。

事項、平成25年度水洗便所改造等資金融資による金融機関に対する損失補償、これは貸し付けした資金を返済できないケースが出た場合に、その損失を補償するものです。期間は、平成25年度から平成30年度までで、限度額は210万円です。

別海町水洗便所改造資金融資条例に基づく金融機関に対する負担、これは平成25年度融資分に対する利子補給です。期間は、平成26年度から平成30年度までで、限度額は1万円です。

7ページです。

第4表、地方債です。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業、限度額が1,380万円、漁業集落排水事業、限度額が840万円、合計限度額2,220万円。起債の方法及び償還の方法につきましては、記載のとおりですので省略させていただきます。

次の歳入歳出予算事項別明細書、1総括、2歳入、3歳出については説明を省略いたし

ます。

21ページをお開きください。

給与費明細書です。

1、一般職、(1)総括、区分の欄の下段比較で申し上げます。

職員数1名の増、給与費、給料130万円の増、職員手当85万8,000円の増、給与費、計で215万8,000円の増、共済費123万1,000円の増、合計で本年度338万9,000円増の3,040万円の予定です。

次の職員手当の内訳、給料及び職員手当の増減額明細等の説明は省略いたします。

次に、25ページをお開きください。

継続費についての前々年度末での支出額、前年度末での支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書です。

合計で申し上げます。

事業名、特定環境保全公共下水道事業、全体計画事業費9,200万円のうち平成25年度末までの支出予定額3,400万円、平成26年度以降支出予定額5,800万円、継続費の総額に対する進捗率37.0%の予定です。

次、26ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

下水道事業債一般分と臨時財政特例債等の合計で申し上げます。

平成25年度末現在高23億8,584万2,000円、平成24年度末現在高見込み額21億5,437万7,000円。平成25年度中増減見込みで、平成25年度中起債見込み額2,220万円。平成25年度中元金償還見込み額2億4,628万7,000円、平成25年度末現在高見込み額19億3,029万円の予定です。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

引き続き議案第9号平成25年度別海町水道事業会計の予算について御説明いたします。

別冊の予算書、1ページをお開きください。

第1条、総則。

平成25年度別海町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量を次のとおりとする。

- (1) 給水件数、7,123件。
- (2) 年間総給水量、533万707立方メートル。
- (3) 1日平均給水量、1万4,565立方メートル。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款水道事業収益、第1項と第2項合わせて7億1,478万5,000円。

支出。第1款水道事業費用、第1項から第3項まで合わせて5億329万5,000円。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億4,419万3,000円は、減債

積立金 1 億 3,396 万 5,000 円。

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 949 万 2,000 円。

過年度分損益勘定留保資金 2 億 73 万 6,000 円で補填するものとする。

収入。

第 1 款資本的収入、第 1 項で 947 万円。

支出。

第 1 款資本的支出、第 1 項から第 3 項合わせて 3 億 5,366 万 3,000 円。

2 ページをお開きください。

第 5 条、債務負担行為。

債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

財務省用地賃貸料、期間、平成 26 年度から平成 27 年度まで、限度額、1 万 4,000 円。

第 6 条、一時借入金。

一時借入金の限度額は 5,000 万円と定める。

第 7 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,415 万 9,000 円。

(2) 交際費 5 万円。

第 8 条、たな卸資産購入限度額。

たな卸資産の購入限度額は 1,475 万 8,000 円と定める。

第 9 条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため項間の流用ができるものとする。

3 ページ、4 ページの予算実施計画の説明は省略いたします。

5 ページをお開きください。

平成 25 年度別海町水道事業会計資金計画です。

受入資金、支払資金の差し引き金額で申し上げます。

前年度、これは平成 24 年度決算見込み額で 28 億 3,378 万 7,000 円、当年度予定額が 29 億 266 万 3,000 円、増減で 6,887 万 6,000 円の増となる予定です。

次、6 ページをお開きください。

給与費明細書です。

1、総括。比較の合計で申し上げます。

職員数、一般職、増減はありません。給与費、給料 34 万 5,000 円の増、手当 35 万 6,000 円の増、計 70 万 1,000 円の増。法定福利費、76 万 1,000 円の増。合計で、本年度 146 万 2,000 円増の 6,415 万 9,000 円の予定です。

以下、手当内訳、2、給料及び手当の増減額の明細、3、給料及び手当の状況、損益計算書、貸借対照表につきましては説明を省略いたします。

以上で、議案第 9 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 次に、議案第 8 号平成 25 年度町立別海病院事業会計予算の説明

を求めます。

病院事務課長。

○病院事務課長（佐藤一彦君） 議案第8号の内容説明をいたします。

お手元の町立別海病院事業会計予算書の1ページをお開き願います。

平成25年度町立別海病院事業会計予算。

第1条、総則。

平成25年度町立別海病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量は、次のとおりとする。

1、病床数、84床。2、年間患者数9万7,355人。3、一日平均患者数367人。4、主要な建設改良事業、(1)町立別海病院整備事業、事業費810万円。旧病院の敷地造成工事です。(2)医療機械器具購入事業、事業費8,511万4,000円、エックス線撮影装置ほか検査機器及び医療連携システム構築費が主なものです。

第3条、収益的収支及び支出。

収益的収支及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

1款病院事業収益、1項から3項合わせまして18億9,750万2,000円。
支出。

1款病院事業費用、1項から4項合わせまして20億3,083万4,000円。

次に、2ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,909万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金3,909万1,000円で補填するものとする。

収入。

1款資本的収入、1項から3項合わせまして1億2,949万4,000円。

支出。

1款資本的支出、1項から2項合わせまして1億6,858万5,000円。

第5条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

起債の目的。医療機械器具購入事業6,950万円。

なお、起債の方法、利率、償還方法については、表のとおりです。

第6条、一時借入金。

一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費12億8,248万5,000円。

(2) 交際費180万円。

第8条、他会計からの補助金。

次に掲げる事由により、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

繰り出し基準に基づく繰入金の経費が1から6までとなっております。

第9条、たな卸資産の購入限度額。

たな卸資産の購入限度額は2億746万6,000円と定める。

第10条、重要な資産の取得。

重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類、器械備品。名称、エックス線撮影装置購入ほか、数量、一式。

第11条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため項間の流用ができるものとする。

次に、8ページをお開きください。

町立別海病院事業会計資金計画でございます。

上段、受入資金、当年度予定額は24億6,388万6,000円。中段、支払資金、当年度予定額23億2,864万6,000円。差し引き1億3,524万円。この額が、平成26年3月末の現金預金の残額となる予定です。

続きまして、9ページになります。

1、総括。まず職員数ですが、本年度82名、前年度からの増減なしです。

給与費につきましては、合計の欄で、本年度10億2,400万円、比較で1億905万4,000円の増です。法定福利費、本年度2億5,848万5,000円、比較で1,964万円の増です。

なお、以下の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、議案第8号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、議案第2号から議案第9号までの平成25年度別海町各会計予算8件について、内容説明が終わりました。

ここでお諮りします。

平成25年度別海町各会計予算の8件については、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第9号までの8件については、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、特別委員会の名称は、平成25年度別海町各会計予算審査特別委員会とします。

次に、委員長及び副委員長の選出については、さきの議会運営委員会において、先例に基づき候補者が選考されております。

お諮りします。

委員長及び副委員長の選出については、議会運営委員会での選考に基づき、委員長に、12番松原議員、副委員長に、6番沓澤議員とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、平成25年度別海町各会計予算審査特別委員会の委員長に12番松原議員、副委員長に6番沓澤議員と決定しました。

お諮りします。

ただいま、全員による平成25年度別海町各会計予算審査特別委員会が設置されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑は、省略することに決定しました。

ここで、10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(渡邊政吉君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第18号から日程第12 議案第20号まで

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第10 議案第18号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について、日程第11 議案第19号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について、日程第12 議案第20号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定についての3件については関連がありますので、一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長(佐藤次春君) 議案第18号、第19号、第20号につきましては、一括して内容説明をいたします。

3件の議案につきましては、新たに条例を制定しようとするものですが、条文に規定する内容が多岐にわたっており、条項も大変多いことから、議案の朗読等は省略をさせていただきます。条制の趣旨、経緯、条例案の概要等につきまして、別冊の資料により説明させていただきます。

議案資料の1ページをお開き願います。

介護保険法に基づく地域密着型サービスの基準等に関する条例に係る概要でございます。

初めに、条例制定の趣旨・経緯についてですが、平成23年度に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる(地域主権改革一括法)」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、介護保険法が改正されました。

これに伴い、今まで法令で定めていた地方公共団体に対する義務づけの基準は、条例委任することとなり、都道府県・市町村は国の基準を参考に条例で定めることが必要となりました。地域密着型サービス部分の基準を担当する市町村は、次の国の基準を踏まえながら、地域の実情に基づいた内容の条例を制定することになっています。

国の基準の分類と基準の意味につきましては、表に記載しておりますが、基準は三つに分類されます。まず、従うべき基準は、条例の内容を直接的に拘束する必ず適合しなけれ

ばならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるが、異なる内容を定めることができないとされるものです。

次に、標準ですが、法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるものです。

もう一つは参酌すべき基準、自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものとなっております。

また、これらの条例の施行につきましては、平成25年4月1日を予定しております。

なお、本町の地域密着型サービスは、現時点で認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が2カ所、小規模多機能型居宅介護が1カ所となっております。第5期介護保険事業計画、これは平成24年度から平成26年度までの3年間ですが、この計画では地域密着型サービス事業の新設予定はありません。

それでは、最初に1の議案第18号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の概要について説明します。

条例（案）は、議案の17ページから123ページとなっております。

まず、1のこの条例の対象となるサービスですが、①定期巡回・随時対応型訪問介護看護から、⑧複合型サービスまでの八つのサービスです。なお、メッシュをかけております④小規模多機能型居宅介護、⑤認知症対応型共同生活介護、この二つが現在、別海町に該当するサービスであります。

2ページになりますが、(2)条例の基準となる省令ですが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準によることとなります。

従うべき基準は、ここに記載のとおり、指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数。指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積。小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員。指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関するものとして省令で定めるもの。

標準は、指定地域密着型サービスの事業に係る利用定員。

参酌すべき基準として、従うべき基準、標準に掲げるもの以外の基準ということになります。

(3)町の考え方ですが、条例で定める基準のうち、「従うべき基準」及び「標準」につきましては、省令どおりの基準とします。「参酌すべき基準」では、町の独自の内容として「非常災害対策」について採用したいと考えています。

その内容は、(表1)のとおりとし、省令と異なる基準（町独自基準）とします。

その他については、全て省令どおりの基準とします。

(表1)の項目ですが、非常災害対策、対象サービスは、ここに記載の四つのサービスになります。これらについて、省令では、非常災害に対する具体的な計画を立案すること、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制の整備、地域住民の参加が得られるような避難訓練等の実施とされております。

町の基準としまして、国の基準に以下の項目を追加するというようにしております。非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性を考慮して、地震災害、津波災害、風水害、その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならないということです。

これを追加する理由としまして、道と同じ考えに基づき、火災以外の非常災害を想定した対策を講じさせるためということであります。

次に、3ページになります。

2の議案第19号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効率的な支援の方法に係る基準に関する条例の概要でございます。

条例（案）につきましては、議案の124ページから170ページまでとなっております。

まず最初に、対象となるサービスですが、①から③までの三つの介護サービスとなっております。なお、②介護予防小規模多機能型居宅介護、③介護予防認知症対応型共同生活介護、この二つが現在、別海町で該当するサービスとなっております。

次に、(2)の条例の基準となる省令ですが、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、これによるものとなります。

従うべき基準ですが、議案第18号とほぼ同様でございます、ここに記載のとおりとなっております。

(3)町の考え方といたしまして、これにつきましても議案第18号と同様に、条例で定める基準のうち「従うべき基準」及び「標準」については、省令どおりの基準とします。

「参酌すべき基準」では、町の独自の内容として「非常災害対策」について採用したいと考えております。

内容につきましては（表2）のとおりとし、省令と異なる基準（町独自の基準）とします。この内容につきましては、議案第18号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、4ページです。

3の議案第20号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員に関する条例の概要についてです。

条例（案）につきましては、議案の171ページ、172ページになります。

(1)の条例の対象となる事項ですが、基準省令、ただいま説明いたしました議案第18号以外の条例委任を伴う2件について、条例で制定するという事です。

(2)としまして、基準省令以外の条例委任事項と町の考え方ですが、介護保険法で定める指定地域密着型サービス事業者及び介護予防指定地域密着型サービス事業者の申請者の資格について、市町村が条例で定めるものとなっております。

介護保険法施行規則で定める基準と同じとするものでございます。指定地域密着型サービスの指定申請有資格者を法人とする。指定地域密着型介護予防サービスの指定申請有資格者を法人とするということです。

2番目の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る入所定員が29人以下で、市町村が条例で定める数についてですが、これについては法令と同じとする。29人以下とするということでございます。

(3)の指定申請資格者が法人となるサービスにつきましては、①定期巡回・随時対応型訪問介護看護から⑧複合型サービスまでの八つの介護とサービスと三つの介護予防サービスとなります。

大変雑駁ではありましたが、以上で議案第18号から議案第20号までの内容説明とさ

せていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第18号から議案第20号までの3件について内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

ただいま一括議題となっています議案第18号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定の件、議案第19号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定の件、議案第20号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定の件の3件は、福祉医療常任委員会に付託します。

◎日程第13 議案第21号

○議長（渡邊政吉君） 日程第13 議案第21号別海町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） 議案第21号別海町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての内容説明をいたします。

議案は173ページになります。

本件につきましては、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日公布され、この法律において都道府県及び各市町村は、新型インフルエンザ等対策本部に関し条例で定めると規定されたことに伴い、新たに条例を制定するものであります。

国の新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定された理由につきましては、平成21年に発生いたしました新型インフルエンザは、病状の程度がそれほど重くならないものでありましたが、現在、東南アジア等で散発的に発生している高病原性鳥インフルエンザに感染し、死亡する例が報告されております。このインフルエンザが変異してヒトからヒトに感染するようになった場合、多くの人命が失われるおそれがあり、社会全体の混乱も懸念されます。こうした状況の下で、新型インフルエンザや同様な危険性のある新型感染症に対して、3年前の新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、国民の健康被害を最小限にとどめることを目的に、必要な法制が整えられたものであります。

この条例では、新型インフルエンザ等対策本部設置に係る組織、会議の招集、構成員等について定めております。国の対策本部において、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときは、この条例に基づき、直ちに町長を本部長とする別海町新型インフルエンザ等対策本部を設置することになるものでございます。

なお、国の特措法は、平成24年5月11日に公布されましたが、施行期日は公布の日から1年を超えない範囲内に制令で定める日から施行するとなっておりますので、本条例につきましても附則において、施行期日をそのように規定しております。

今後のスケジュールとしましては、5月上旬に特措法の施行が予定されております。6月以降に新型インフルエンザ等の発症に備えた政府行動計画が策定され、その後、北海道

行動計画、そして市町村行動計画を策定することになります。市町村行動計画には、市町村が実施する措置として、新型インフルエンザ等に関する情報の住民等への適切な提供、予防接種の実施、新型インフルエンザ等の蔓延の防止、生活環境の保全、他の地方公共団体との連携に関する事項などが定められる予定でございます。

それでは、条文を朗読し、提案にかえさせていただきます。

別海町新型インフルエンザ等対策本部条例。

第1条、目的。

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、別海町新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条、組織。

新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2項、新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3項、新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4項、新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5項、前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

第3条、会議。

本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2項、本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

第4条、部。本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2項、部に属する本部員は、本部長が指名する。

3項、部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4項、部長は、部の事務を掌理する。

第5条、雑則。

前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則として、この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日いずれか遅い日から施行する。

なお、条例第2条、組織では、本部長、副本部長、本部員の職務等について規定しておりますが、特措法において本部長は市町村長をもって充てる。本部員は、副市町村長、市町村教育委員会の教育長、消防長又はその指名する消防吏員のほか、町職員のうちから町長が任命する。

また、副本部長は、本部員のうちから町長が指名すると定められているものであります。

以上で、議案第21号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第21号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号別海町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定の件は、福祉医療常任委員会に付託します。

◎日程第14 議案第22号から日程第16 議案第24号まで

○議長（渡邊政吉君） 日程第14 議案第22号別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、日程第15 議案第23号別海町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、日程第16 議案第24号別海町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についての3件については関連がありますので、一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（天田 豊君） 議案第22号、23号、24号につきましては、地域主権改革一括法に伴う制定であることから、合わせて一括御説明いたします。

なお、議案の朗読につきましては省略をさせていただきます、議案資料により説明をさせていただきます。

議案資料の5ページをお開きください。

初めに、条例制定の趣旨・経緯について御説明いたします。

本案は、平成23年度に「地域主権改革一括法」が公布され、道路法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び河川法の一部改正に伴い、国の政令、省令で定められていた「道路の構造に関する基準」、「道路標識、区画線及び道路標示に関する基準」、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」及び「河川管理施設の構造基準」を町の条例で定めることが必要となりました。

条例制定の基準の分類、基準の意味につきましては、先ほど福祉部長のほうから説明しておりますので、割愛させていただきます。

なお、条例の施行は、平成25年4月1日を予定しております。

次に、各条例の概要について、議案ごとに御説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第22号別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例（案）の概要です。

(1) 条例の対象となる事項です。

本条例の対象となる道路は、道路法の規定に基づき町が管理し、今後、新築又は改築する道路が対象となります。

(2) 条例の基準となる省令等です。

①道路構造令、②道路構造令施行規則、③車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令、④道路標識、区画線及び道路標示に関する命令であります。

表中の従うべき基準は、①設計車両、②建築限界、③橋、高架、④自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路、⑤歩行者専用道路の5項目であります。

また、参酌すべき基準は、①幅員から⑫歩行者専用道路までの12項目となります。
次に、6ページです。

(3)町の考え方。

条例を定めるに当たりまして、これまで国の基準により道路整備を行ってきたことから、基本的には国と同一の基準を条例に定めるものとしています。ただし、積雪寒冷地等地域性により北海道が独自に定めた基準につきましては、本町も同一の基準を条例に定めるものとしています。また、町の道路に該当がなく、今後の整備も想定されない内容については、条例制定の対象外としております。

それでは、国の基準と町の基準との関係について御説明いたします。

(イ)道路の構造の技術的基準の表をごらんください。

表中、次の7項目については、北海道に倣い独自の規定として定めています。

順次、簡単に説明していきたいと思っております。

路肩につきましては、歩道を整備するほどの歩行者や自転車の交通量がない場合においても通行スペースの確保のために、路肩の幅員を広げることができること。

次に、停車帯ですが、観光のための停車の需要がある場合に、停車帯を設けることができること。

次に、歩道につきましては、標準的な幅員での整備が困難な場合に、例外的に歩行者のすれ違いが可能な1.5メートルまで幅員を縮小することができることとしております。

また、堆雪幅は、堆雪スペースを設けることを条例上明確化しております。

なお、視距、縦断勾配及び7ページになりますが、縦断曲線につきましては、氷結した路面での制動停止距離を考慮した視距縦断勾配及び縦断曲線とすることを規定しております。

上記以外の車線、自転車道、トンネル等につきましては、国の基準どおりとしております。

次に、(ロ)道路標識に関する基準です。

道路管理者が設置する道路標識の寸法については、国の基準どおりとしております。例としまして、図に示すとおり、案内標識、警戒標識の寸法及び文字の大きさを規定するものです。

次に、(ハ)条例制定の対象外です。

町の道路に該当がなく、今後の整備も想定されない施設及び項目であり、基準を定める必要性のない項目を示しています。

次に、8ページです。

議案第23号別海町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例(案)の概要について御説明いたします。

(1)条例の対象となる事項です。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法ですが、第10条第1項では、特定道路の新設・改築を行うときに、道路移動等円滑化基準へ適合していなければならないという適合義務があります。しかし、町内には、特定道路に指定されている路線及び区間はありますが、同条第4項では、「道路管理者は、その管理する道路(新設特定道路を除く。)を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とされておりまして、努力義務が課せられております。

このことから、条例制定の対象としております。

次に、(2)条例の基準となる省令であります。

①高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、②高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令、③移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令であります。

なお、表に示すとおり、全ての基準が参酌すべき基準でありまして、①歩道から⑥移動等円滑化のために必要なその他施設等までの6項目となっております。

次に、町の考え方です。

国の基準を参酌して検討した結果から、歩行者の面的利用に配慮した道路基準とする必要がありますので、これまでの基準と同様の基準を条例に定めるものとしています。

また、町の道路に該当がなく、今後の整備も想定されない内容につきましては、条例制定の対象外としております。

次に、9ページをお開きください。

(イ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準の表でございます。

国の基準と町の基準との関係になりますが、項目、第2章歩道から第7章移動等円滑化のために必要なその他施設等までの5項目につきましては、国の基準どおりと定めています。

ただし、第2章歩道及び第3章立体横断施設については、北海道が北海道福祉のまちづくり条例との整合を図るため修正を加えていることから、町も同じく追記をしているところです。

続きまして、(ロ) 条例制定の対象外です。

第5章路面電車停留所については、町内に路面電車がいないことから、条例制定の対象外としております。

次に、10ページになります。

議案第24号別海町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例(案)の概要について御説明いたします。

(1) 条例の対象となる事項です。

河川法第100条(この法律を準用する河川)で規定する、一級河川及び二級河川以外の河川で、市町村長が指定及び管理する河川に、河川管理施設又は法第26条第1項の許可を受けて設置される堤防その他の主要な構造物を新築又は改築する場合に対象となります。

なお、現在、町内で管理している準用河川は「コムニウシ川」の1河川となっております。

(2) 条例の基準となる省令です。

①河川管理施設等構造令、②として河川管理施設等構造令施行規則であります。

表に示すとおり、全ての基準が参酌すべき基準で、①ダムから⑧伏せ越しの8項目を示しております。

次に、(3)町の考え方です。

町内の準用河川の規模・施設等を考慮した結果、参酌すべき基準である河川管理施設等構造令を準用して、必要である次の項目について条例で定めます。また、町の準用河川に該当がなく、今後の整備も想定されない内容については、条例制定の対象外としております。

す。

それでは、(イ)河川管理施設等の構造の技術的基準です。

基準に示すように、第3章堤防から第9章伏せ越しの6項目を国の基準どおりとして定めております。ただし、小河川のために高規格堤防については、規定しないこととしております。また、堤防の高さは計画高水位に加える値を0.6メートル、天端幅は3メートル以上としております。

また、第5章堰については、可動堰の可動部の径間長について川幅が狭いため、規定しないこととしております。

(ロ)条例制定の対象外です。

町の準用河川に該当がなく、今後の整備も想定されないため、第2章ダム及び第7章排水機場、取水塔については、条例制定の対象外としております。

大変雑駁ではありますが、以上で議案第22号、23号、24号の内容説明を終わります。

○議長(渡邊政吉君) 議案第22号から議案第24号までの3件について、内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 質疑を終わります。

ただいま一括議題となっています議案第22号別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定の件、議案第23号別海町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定の件、議案第24号別海町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定の件の3件は、産業建設常任委員会に付託します。

◎日程第17 議案第25号

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第17 議案第25号別海町福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(河嶋田鶴枝君) 議案第25号の内容を御説明いたします。

議案、223ページをお開きください。

議案第25号別海町福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について。

本件につきましては、このたび中西別福祉館が完成したことに伴い、中西別福祉館の名称及び位置の変更をするものです。

議案本文を朗読いたします。

別海町福祉施設条例の一部を改正する条例。

別海町福祉施設条例(平成14年別海町条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「中西別福祉館、別海町中西別光町40番地、39番地、38番地」を「中西別ふれあいセンター、別海町中西別光町38番地1」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

なお、この条例で定める福祉施設は、西春別ふれあいセンター、中西別福祉館、中春別福祉館の3施設であります。平成25年度に改築を予定している中春別福祉館につつま

しても改築終了時名称の変更を行い、「福祉施設」の名称を「ふれあいセンター」に統一する予定であります。

以上で、議案第25号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第25号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第18 議案第26号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第18 議案第26号別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

福祉部次長。

○福祉部次長（佐藤英敏君） 議案第26号別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

本件につきましては、美原地区の近年の急激な少子化により、美原へき地保育園に在籍する園児が、3年連続一桁となっております。加えて、今後も園児がふえるという予想は立たず、集団的療育の環境をどうするかを保護者の会及び地区連合町内会と協議を重ねてまいりました。

昨年秋、新年度から中春別へき地保育園へ統合することで、地元の了解を得たところです。

条例の内容は、議案資料で説明をいたします。

資料の12ページです。

新旧対照表、右側の改正前の第2条表中、「美原へき地保育園」の項目を削除するものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するというものであります。

以上、議案第26号の内容説明とします。

○議長（渡邊政吉君） 議案第26号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

ここで、1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、午前中に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第19 議案第27号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第19 議案第27号別海町障害者地域生活支援事業

条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉部次長。

○福祉部次長（佐藤英敏君） 議案第27号別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

本件につきましては、根拠法令の障害者自立支援法の一部改正に伴い、法律名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、通称障害者総合支援法に変わり、平成25年4月1日から施行されます。これに伴う条文の整備であります。

条例の内容は、議案資料で説明します。

資料の13ページです。

新旧対照表、右側、改正前の第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものです。

なお、附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するというものです。

以上、議案第27号の内容説明とします。

○議長（渡邊政吉君） 議案第27号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第20 議案第28号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第20 議案第28号別海町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉部次長。

○福祉部次長（佐藤英敏君） 議案第28号別海町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

本案につきましても根拠法令の障害者自立支援法の一部改正に伴い、法律名が変わることによる条文の整備です。

改正内容につきましては、議案資料で説明いたします。

資料の14ページです。

新旧対照表、右側の改正前の第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものです。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するというものでございます。

以上、議案第28号の内容説明とします。

○議長（渡邊政吉君） 議案第28号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第 2 1 議案第 2 9 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 2 1 議案第 2 9 号別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉部次長。

○福祉部次長（佐藤英敏君） 議案第 2 9 号別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

本件は、条例の根拠法令が障害者自立支援法から児童福祉法に変わることに伴う関係条文の整備であります。

改正内容は、議案資料で説明します。

資料の 1 5、1 6 ページです。

新旧対照表、右側、改正前の第 2 条中「障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。）」を「児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。）」に改め、次に、改正前の第 4 条中「法第 5 条第 7 項に規定する児童デイサービスに係る事業（以下「児童デイサービス」という。）を「法第 6 条の 2 第 2 項に規定する児童発達支援及び法第 6 条の 2 第 4 項に規定する放課後等デイサービスに係る事業（以下「障害児通所支援」という。）に改めます。

三つ目に、改正前の第 6 条第 1 号中「法第 1 9 条第 1 項」を「法第 2 1 条の 5 の 5 第 1 項」に改め、改正前の「介護」の部分「通所」に改めます。

四つ目に、改正前の第 8 条中「児童デイサービス」を「障害児通所支援」に改めます。

「法第 2 9 条第 3 項」を「法 2 1 条の 5 の 3 第 2 項」に改めるものです。

なお、附則として、この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行するというものであります。

以上、議案第 2 9 号の内容説明とします。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 2 9 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第 2 2 議案第 3 0 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 2 2 議案第 3 0 号別海町ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（半田三喜男君） 議案第 3 0 号別海町ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

本件につきましては、別海町ごみ焼却施設が国のごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインの策定を受け、平成 1 4 年 1 2 月から焼却施設の使用を廃止されていることから、今回、条例の見直しを行い、一部改正しようとするものでございます。

改正条文につきましては、議案第 3 0 号資料 1 7 ページをごらんいただきたいと思います。

別海町ごみ処理場条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右側が現行条例、左側が改正案で、第2条の表中を今回改正しようとするところがございます。

改正前の下線部の名称、「別海町ごみ焼却処理場」を改正後、「別海町ごみ処理場」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で、議案第30号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第30号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第23 議案第31号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第23 議案第31号別海町公衆トイレ設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（半田三喜男君） 議案第31号別海町公衆トイレ設置条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

本件につきましては、現在、別海町公衆トイレ設置条例により、14カ所の公衆トイレを福祉部において一元管理しているところです。従来の公衆トイレ像から、誰もが快適で配慮の行き届いたトイレが社会的に求められている中で、このたび各公衆トイレ周辺の公共施設を管理する関係部署と、利用者のニーズに合った公衆トイレのあり方について協議を行い、最終的には5カ所のトイレを従来どおり公衆トイレとして管理し、他の9トイレについては一つのトイレの廃止を除き、各公共施設の附帯施設として所管がえを行うため、条例の一部改正をしようとするものでございます。

改正条文については、議案資料により説明させていただきますので、議案第31号資料18ページをお開き願います。

別海町公衆トイレ設置条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右側が現行条例、左側が改正案で、第2条の表を今回改正しようとするところがございます。

改正前の下線部分の別海町総合スポーツセンター公衆トイレ、コミュニティセンター公衆トイレ、トドワラ休憩所公衆トイレ、トドワラ公衆トイレ、西春別運動公園公衆トイレ、西春別駅前柏公衆トイレ、それから19ページの中西別公衆トイレ、町民憩の森公衆トイレ、野付竜神岬公衆トイレの9公衆トイレを削除し、左側の5トイレに改正しようとするものでございます。

また、この中で、走古丹、本別海の2公衆トイレにつきましては、附帯施設となる本施設がないことから、従来どおり公衆トイレとして管轄するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第31号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第31号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 説明の中で、これ恐らく各地域の関係機関等との協議もあったのではないかなというふうに思うのですが、そこら辺の協議の状況、もう少し教えていただければと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町民課長。

○町民課長（半田三喜男君） 中村議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど、公衆トイレの改正ということで、一部説明の中で中西別の公衆トイレ廃止するというので、これについては事前に地元の同意を得て廃止という方向で進めるということでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） そのことについてはわかりました。

他の所管がえをするトイレについては、所管がえですから、施設に附帯する施設としてということでの所管がえという御説明でしたから、管理が移るのだろうと思うのですね。それには、地域にもかかわってくるというふうに想像するのですが、それはないのですか。もしあるとすれば、そこら辺、もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（渡邊政吉君） 町民課長。

○町民課長（半田三喜男君） 御質問にお答えいたします。

その地域にかかわってくるかどうかということですが、今回の所管がえについては、各部署と十分協議いたしまして所管がえをするということで、管理の面については、それぞれ所管がえを行ったとしても従来どおりのトイレの使い方、それから地域の方の理解をもとに使用されていくということで、特に今回の所管がえについては、管理の面も含めて従来どおりの方向で行くと、私どもはそう理解しております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

◎日程第24 議案第32号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第24 議案第32号別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（半田三喜男君） 議案第32号別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

本件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律、通称いわゆる地域主権一括法が施行されたことにより、国が法令などで一律に決定して自治体に義務づけられていた基準などの一部を、自治体がみずから条例で定めることになったことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で定められていた技術管理者の資格を国の基準と同じ内容で条例に加え、条例の一部を改正しようとするもの

でございます。

それでは、議案資料で説明いたします。

議案第32号資料20ページでごらんいただきたいと思います。

別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右側が現行条例、左側が改正案です。

改正前の目次は、第4章までとなっておりますが、改正後は第5章までに改めるものでございます。また、改正の欄では、第3章の技術管理者に、技術管理者の資格として第25条を加えるもので、条文の内容については要約して説明をいたします。

まず、21ページの第1号、2号は、技術士法に基づく資格及び経験年数を定めるものです。3号は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条で定める環境衛生指導員の職にあった者。4号から23ページまでの9号までは、学歴に基づく資格、あるいは廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。また、第10号は、10年以上の廃棄物処理に関する技術上の実務に従事した経験年数を有する者。最後に、第11号では、第1号から第10号までの各項に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者と定められるものであります。

以下、条項をそれぞれ繰り下げるものです。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第32号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第32号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第25 議案第33号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第25 議案第33号別海町北海道営草地整備改良事業並びに公社営畜産基地建設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての議題といたします。

内容について説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） 議案第33号別海町北海道営草地整備改良事業並びに公社営畜産基地建設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

この一部を改正する条例につきましては、北海道及び北海道農業公社が実施する農業基盤整備事業により、受益を受ける者から町が分担金を徴収する根拠として制定しているところでございます。

平成24年4月1日付でもって、財団法人北海道農業開発公社が公益財団法人北海道農業公社に名称変更されたことに伴い、条例の一部改正を行うものであります。

また、今回の一部改正に伴い、今後も多様な農業基盤整備事業の実施を想定し、事業名の変更や新規事業の追加に対して柔軟な条例運用を可能とするよう、題名や条文構成を一

部見直す内容も含まれております。

それでは、議案書の説明は議案資料の26ページにあります新旧対照表により御説明いたします。

26ページをお開きください。

別海町北海道営草地整備改良事業並びに北海道営畜産基地建設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右側が改正前、左については改正後となっております。

まず、名称でございますけれども、改正前の下線部分について、別海町農業基盤整備事業分担金徴収条例といたします。

徴収の根拠、改正前の1条でございますけれども、趣旨としまして、この条例は次の条に定める事業に要する費用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定による分担金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

改正前の分担金の額、2条でございますが、改正後、納付義務者、分担金は、次に掲げる事業の施行によって利益を受ける者（団体を含む。以下「受益者」という。）から徴収する。第1号として北海道営草地整備改良事業、2号として北海道農業公社が実施する農業基盤整備事業。次のページをめくっていただきますと、第3号その他上記に附帯する事業。

改正前の納付義務者、3条でございますが、改正後、分担金の額、受益者から徴収する分担金の額は、年度ごとに、前条各号に掲げる事業に要する費用のうち国又は北海道が負担若しくは補助する額を控除した額の範囲内で、その施行に係る地域内にある土地の利益を勘案し、町長が定める。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第33号の説明といたします。

○議長（渡邊政吉君） 議案第33号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第26 議案第34号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第26 議案第34号別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） 議案第34号別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

町営牧場は、昭和46年度より始まり、酪農畜産経営の振興による農家経営の安定と労働力の軽減を図ってきたところでございます。平成24年度から指定管理制度の導入により、有限会社別海町酪農研修牧場にて運営が行われているところでございます。

これまででも中山間事業を利用した草地整備改良等を進めておりますけれども、経年劣化、エゾシカの被害も加わり、900ヘクタールの草地管理には苦勞をしているところでございます。利用者の声に応えるべく、草地管理を行っておりますが、本年度においては

昨年と同程度の夏季預託頭数を受け入れることができおりません。今後も利用者の要望頭数に応えるためにも適切な飼養管理に加えて、肥培管理が行えるよう近隣の公共牧場の利用料金を参考とし、育成牧場の収支均衡を図る料金体制に改正する内容でございます。

それでは、議案書の説明は議案資料28ページにあります新旧対照表に基づき御説明いたします。

別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右側は改正前、左側は改正後となっております。

黒枠でもって囲われている部分について、改正後の説明をさせていただきます。

預託牛、1頭、1日につき放牧牛240円、人工授精対象牛及び受精卵移植対象牛330円、舎飼460円、1頭につき受精卵移植対象牛捕獲料2,630円。預託馬としまして、1頭につき重種240円、軽種、中間種、在来種220円、ポニー、子馬、1歳、当歳子でございますけれども、170円。

以上、議案第34号の説明とさせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第34号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第27 議案第35号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第27 議案第35号尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 議案第35号尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

議案書の238ページをお開き願います。

現在、尾岱沼ふれあいキャンプ場の運営管理につきましては、指定管理者により行っております。本来、指定管理者が施設の使用料金等を収受する場合、条例に明記されていることが原則であります。このほど条例に明記されていない一部の使用料金があることがわかりましたので、改正するものであります。

それでは、議案書の朗読は省略させていただき、改正部分につきまして別冊の議案資料で説明をさせていただきます。

議案資料の30ページをお開きください。

尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

左側が改正後、右側が改正前となっております。

左側の改正後で説明いたします。

別表2、使用料に、次のように加えるものであります。

太枠で囲っております。温水シャワー、1回につき100円。洗濯機、1回につき200円。乾燥機、1回につき100円。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上で、議案第35号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第35号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第28 議案第36号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第28 議案第36号別海町ふれあいランド条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 議案第36号別海町ふれあいランド条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

議案書の239ページをお開き願います。

別海町ふれあいランド条例の一部を改正する件につきましても議案第35号同様に、条例に明記されていない一部の使用料金があることがわかりましたので、改正するものであります。

それでは、議案書の朗読は省略させていただき、改正部分につきまして別冊の議案資料で説明させていただきます。

議案資料の31ページ、32ページをごらんください。

別海町ふれあいランド条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

左側が改正後、右側が改正前となります。

左側の改正後で説明をさせていただきます。

別表、使用料に次のように加えるものです。

32ページの黒枠で囲っているところですが、野外炉、1台、1回につき500円。電気コンセント、1回路、1回につき200円。洗濯機、1回につき200円。乾燥機、1回につき100円。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上で、議案第36号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第36号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

14番戸田議員。

○14番（戸田憲悦君） ちょっとお尋ねいたします。

条例に、料金明示がされてなかったのが明記すると、つけ加えるということですが、明記しないでおいて料金徴収はしていたのですか、その辺のところ。前のキャンプ場の件もそうですけれども、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 戸田憲悦議員の御質問にお答えしたいと思います。

徴収はしておりました。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 戸田議員。

○14番（戸田憲悦君） ちょっとわかりませんが、明記していないけれども、徴収していたということは、収入には計上していたわけですね。条例にないものを貸して、無償ならいいけれども、徴収していたということは、どのような形になるのですかな、お答え願います。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 本来あってはならないことというふうに認識しております。まことに申しわけないと思っている次第でございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） ということだそうです。（「わかりました」の声あり）

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第29 議案第37号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第29 議案第37号別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（小西健夫君） 議案第37号別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての内容を御説明いたします。

議案の240ページをお開きください。

本条例の改正につきましては、平成23年度地域主権改革一括法が公布され、公営住宅法の一部改正に伴い、国で定める基準を参酌して、事業主体が条例で定めることとなりました。このことから、町営住宅等の整備基準を追加するものです。

また、福島復興再生特別措置法に伴う規定の整備及び暴力団排除の一層の推進を図るため、所要の改定を行うものでございます。

議案の朗読につきましては省略させていただき、議案資料にて御説明をさせていただきます。

議案資料の33ページをお開きください。

別海町営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

対照表の右側が改正前、左側が改正後となっております。

改正後で御説明をいたします。

初めに、目次については章名の変更及び条項の移動、削除により、第1章総則（第1条－第3条）、第2章町営住宅等の整備基準（第3条の2－第3条の17）、第8章補則、（第71条－第78条）に改めるものです。

次に、34ページ上段、第1条、この条例の目的中に、設置の次に整備を加え、整備基準を定めるに当たり、目的に追加したものです。

続きまして、第3条、町営住宅等の設置、第1項及び第2項については改正前、第2章町営住宅の設置に定めておりましたが、改正後は第1章総則に繰り上げるものです。

続きまして、第2章の章名を町営住宅等の整備基準に改め、次の35ページ、第3条の

2から第3条の17第2項までの全16条を新たに加えるものです。

その内容として、35ページ、第3条の2町営住宅等の整備基準から、第3条の5費用の縮減への配慮については、公営住宅等の整備に当たっての基本的な理念、配慮事項について定めております。

第3条の6位置の選定及び第3条の7敷地の安全等については、敷地の位置の選び方及び敷地の状況に応じて行われるべき安全措置について定めています。

次に、第3条の8住棟等の基準については、住棟等の建築物は敷地内及びその周辺の良好な居住環境を確保した配置とすることを定めています。

次に、第3条の9住宅の基準、第1項から第5項までは住宅に防火、避難及び防犯措置、省エネ対策、遮音性能の確保、劣化軽減を図る措置及び維持管理・更新への配慮を講じるよう規定しています。

次に、第3条の10住戸の基準、第1項から第3項までは、1戸の床面積の合計を25平方メートル以上と規定するとともに、各戸に設ける設備及び化学物質の発散に係る支障防止を規定しています。

次に、第3条の11住戸内の各部及び第3条の12共用部分では、住戸内及び共用部の移動の利便性及び安全性の確保を図る、いわゆるバリアフリーについて規定しています。

第3条の13附帯施設から第3条の17通路については、附帯施設、児童遊園地、集会所、広場緑地及び通路の共同施設に対し、入居者の衛生、利便性、居住環境及び安全措置を定めております。

次に、第6条入居者の資格、第3項中に被災者及び福島再生特別措置法（平成24年法律第25号）第20条第1項に規定する居住制限者（次条第2項において「居住制限者」という。）に改め、福島での原子力災害において指定された避難指示区域に平成23年3月11日において居住していた、いわゆる居住制限者に対して入居の資格を認めるものです。

また、第7条入居資格の特例、第2項中第6号までの次に、被災等及び居住制限者に当たっては、同項第4号及び第6号を加え、居住制限者に同居親族及び収入要件の入居資格を緩和して、町営住宅への入居を可能としたものです。

次に、43ページ、42条住宅の明渡し請求、第6号を入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したときに改め、これまで入居者が暴力団であると判明した場合、明け渡しの勧告を行い、勧告に従わなかった場合に初めて明け渡し請求を行いました。改正後は暴力団員であることが判明した時点で、明け渡し請求が行えるようにするものです。

次に、74条敷地の目的外使用中、敷地の一部についてと改め、整備基準の制定に伴い文言の統一を図ったものです。

続きまして、改正前の77条勧告の規定については、暴力団の排除に伴う規定の見直しにより、勧告が必要なくなったことから削除するとともに、以降の条項を77条、78条に繰り上げるものです。

最後に、附則の第1項として、この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第7条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

第2項として、この条例の施行の際、現に存する町営住宅等、現に新築工事中のものを含むであって、この条例によって改正後の別海町営住宅条例第2章の規定に適合しないものについては、同章の規定（その適合しない部分に限る。）は、適用しないとするものです。

以上で、議案第37号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第37号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

1 番木嶋議員。

○1 番（木嶋悦寛君） 第6条の3項、それから第7条の2項にある入居要件のことについてちょっと伺います。

これは震災被災で住宅を失った人、そして原発の影響で居住制限を受けている人、この人たちだけということになるのでしょうか、入居要件については。そういうことなのでしょうか、ちょっと伺います。

○議長（渡邊政吉君） 管理課長。

○管理課長（小西健夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回追加した部分につきましては、福島復興再生措置法に基づく原子力発電所の事故で避難されている方を対象としています。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1 番（木嶋悦寛君） 何でこういう質問をしたかということ、現在、住宅、要するに制限区域外の人でも放射線量が高いために、自主的に避難されている方がいらっしゃるのですよね。あとは、住んでいるのだけれども、子供たちの健康被害を懸念されて、保養ということで一時的に居住地を離れて、転地療養的に一定期間よそで暮らして、子供たちの被曝の影響を改善するというようなことも行われているのですが、そうしたことに対応できるようなその辺は、視野に入っているのかどうかというのを伺いたいなと思ひまして質問しました。お願いします。

○議長（渡邊政吉君） 管理課長。

○管理課長（小西健夫君） ただいまの質問にお答えします。

あくまでも福島復興再生特別措置法で、居住制限者になっている区域内の人が対象ということで、もともとの法律がそういうふうになっていますので、今回はそれ以外の方は対象とはなっておりません。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1 番（木嶋悦寛君） 大体予想はついたのですけれども、これ町長にお願いしたいことでもあるのですけれども、今の甲状腺がんとか異常発生が起きているという自治体が、実際に現実のものになってきているのですけれども、別海町内でもそうした民間で保養の受け入れをしたいという人たちも出てきています。公的な支援もある程度必要になってくるのではないかなと、こうした住居に関してはあるものを提供するというわけですから、予算をかけてとかということではないと思いますので、すぐにでもできるようなことなのだろうと思いますので、ぜひこの辺を考えに入れていただいて町営住宅、条例改正される機会ですので、そうしたことも盛り込んで、町長が認めたものは入ることができるという項目もありますので、ぜひその辺を進めていただきたいなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 御質問にお答えをいたしたいと思ひます。

以前も福島に限らず宮城・岩手含めて、被災地の皆さんのそういう要望・要請があれ

ば、町としてそういう皆さんのお引き受けに対して、支援していきますよということもありましたので、当然、そういう人たちの今後要望というものがあれば、それに沿った形で対応していくということを検討させていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

◎日程第30 議案第38号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第30 議案第38号別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

建設水道部次長。

○建設水道部次長（永野寛昭君） 議案第38号別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

地域主権改革一括法が公布されたことにより、水道法が平成24年4月1日付で一部改正、施行されております。このことから、水道法施行令及び水道法施行規則で定められていた布設工事監督者を配置する工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格の基準等が条例に委任されたことにより、これらを新たに追加し、別海町水道事業給水条例の一部を改正するものであります。

それでは、議案資料により説明をいたします。

議案資料46ページの新旧対照表をごらんください。

初めに、目次及び次ページになりますけれども、第1条目的に、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者の資格基準を新たに加えることから、改正前の第3章の2から第6章までを第4章から第8章まで及び第1条を記載のとおり追加し、改めるものであります。

次に、47ページになります。

第39条で、布設工事監督者を配置する工事の種別を定め、48ページから50ページの上段になりますけれども、第40条では、布設工事監督者の資格を学歴ごとに、技術上の実務に従事した経験年数等を定めております。

また、50ページになりますけれども、第41条では、水道技術管理者の資格基準を第40条と同じく学歴ごとに技術上の実務に従事した経験年数等を定めております。

以上、第39条から第41条までは、条例に委任された資格基準等を制定したものであります。

なお、これらの制定により、51ページになりますけれども、改正前、第6章及び第39条をそれぞれ第8章、第42条に繰り下げ改めるものであります。

議案朗読については省略をいたします。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上で議案第38号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第38号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第31 議案第39号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第31 議案第39号別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

建設水道部次長。

○建設水道部次長（永野寛昭君） 議案第39号別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

地域主権改革一括法が公布されたことにより、下水道法が平成24年4月1日付で一部改正、施行されております。このことから、下水道法施行令で定められていた公共下水道排水施設及び処理施設の構造の技術上の基準及び排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準並びに終末処理場の維持管理内容が条例に委任されたことにより、これらを新たに追加し、別海町下水道条例の一部を改正するものであります。

また、現条例の不備を補うために、条項の追加、修正を合わせて行うものであります。

それでは、議案資料により説明をいたします。

議案資料52ページの新旧対照表をごらんください。

初めに、目次に構造の技術上の基準を新たに加えることから、改正前の第4章から第5章までを第4章から第6章に記載のとおり、改めるものであります。

次に、57ページになりますけれども、第19条で、公共下水道の構造の技術上の基準を第20条で排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準を5項目、58ページになりますけれども、第21条で排水施設の構造の技術上の基準を同じく5項目、また、59ページの下段になりますけれども、第22条で処理施設の構造の技術上の基準を第20条で定めたほか2項目、第23条で適用除外内容及び61ページになりますけれども、第24条で終末処理場の維持管理に必要な措置内容5項目を新たに加え、それぞれの施設の構造の技術上の基準等を条例で制定するものであります。

以上が、条例に委任された条文であります。

合わせて第8条、52ページから53ページになりますけれども、特定事業所からの下水排除の制限、53ページの下段になりますけれども、第9条において現条例の不備を記載のとおり改め、また、条項が追加されたことに伴い、改正前、62ページになりますけれども、第4章を第5章に及び改正前第19条から65ページの第29条までを、第25条から第35条に記載のとおり改めるものであります。

55ページに戻っていただきまして、第12条、下水排水の制限で、使用者が生ごみ等を処理するため、ディスポーザー（生ごみ等を破砕して汚水により排出するものをいう。）を使用し、公共下水道にこれらを排除してはならない。ただし、規則で定めるディスポーザー排水処理システム等を利用する場合は、この限りではないの条文は、終末処理場等に過大な負荷となるディスポーザーの使用の禁止及び条件つきで規制する条項を新たに追加するものであります。

第14条、使用料の徴収及び第17条、56ページになりますけれども、第17条、汚水排水量の認定は、文言の精査及び条項の不備を記載のとおり改めるものであります。

朗読については、省略をいたします。

66ページになります。

附則として、第1項、施行期日。この条例は、平成25年4月1日から施行する。

第2項、経過措置。この条例の施行日に既に存する施設で、第20条から第22条の規定に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は、なお従前の例による。ただし、施行日後の改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りではない。

以上で、議案第39号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第39号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時12分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第32 議案第40号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第32 議案第40号別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

建設水道部次長。

○建設水道部次長（永野寛昭君） 議案第40号別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

今回の別海町下水道条例の一部改正に伴い、別海町集落排水施設設置条例が下水道条例の一部を準用していることから、これらに係る条文を精査し、別海町集落排水施設設置条例の一部を改正するものであります。

また、現条例の不備を補うために条項の追加、修正を合わせて行うものであります。

それでは新旧対照表により説明をいたします。

議案資料の67ページをごらんください。

初めに、68ページになりますけれども、第12条、下水道条例の準用で、別海町下水道条例一部改正により、改正前の69ページになります。改正前の下線部分を第4章（構造の技術上の基準）、第5章（第30条から第32条）に、及び14条第4項4号を記載のとおり改めるものであります。

次に、67ページに戻りまして、第7条で（除害施設の設置）、第8条で（使用料の徴収）を文言の精査及び条項の内容不備を記載のとおり改め、70ページになりますけれども、第15条及び第16条に、見出しの（料金を免れた者に対する過料）及び（両罰規定）を加えて、合わせて一部改正するものであります。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

なお、議案の朗読については省略をさせていただきます。

以上で、議案第40号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第40号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第33 議案第41号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第33 議案第41号町立別海病院特別対策基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 議案第41号の内容を御説明いたします。

議案255ページをお開きください。

議案第41号町立別海病院特別対策基金条例を廃止する条例の制定について。

本件につきましては、新病院の建設に当たり、旧病院取り壊しに伴う起債の繰り上げ償還金や補助金の返還により、多額の病院会計への一般会計からの繰り出しが見込まれたため、一般会計における財源の平準化の観点から、町立別海病院特別対策基金を造成しておりましたが、このたび新病院が完成し、旧病院の取り壊しを行い目的を終えることから、この条例を廃止するものです。

議案本文を朗読します。

町立別海病院特別対策基金条例を廃止する条例。

町立別海病院特別対策基金条例（平成20年別海町条例第11号）は、廃止する。

附則。この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上で、議案第41号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第41号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第34 議案第42号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第34 議案第42号別海町酪農畜産振興資金貸付基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） 議案第42号別海町酪農畜産振興資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について内容を御説明いたします。

この基金につきましては、本町の酪農畜産の永続的な発展と快適な農村を形成する目的に、平成4年度から基金を積み立て、平成5年度から町内農協を通じ、堆肥盤整備、スラリーポンプ、トラクター及び附属品、乳牛導入などの施設整備等を行う農家に貸し付けが行われております。

整備の内容でございますけれども、経営の改善、合理化、農業経営に関する事業ということで、農業施設の新設、改築、農業機械導入、家畜導入等によりまして272件、次に農家環境整備に関する事業としまして、農場内の舗装、花壇の造成等々によりまして133件、その他1件の貸し付けがあり、合わせて406件となっております。

なお、整備基金の積み立てでございますけれども、平成4年から5億5,000万円を積み立てております。

この基金につきましては、平成15年度におきましても環境整備、家畜ふん尿整備について、家畜ふん尿施設に限って貸し付けをする考えもございました。しかし、平成16年11月に完全施行する家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法の完全施行を見据えて、未整備農家が早期に堆肥舎整備を行う手法としまして、農協資金を利用する農家に対し、新たな補助事業が創設されております。

事業の中身でございますけれども、家畜環境整備促進利子補給事業ということで、平成15年度より平成29年度までの15年間でもって利子補給をしているところでございます。融通期間につきましても、平成15年4月1日から20年3月30日までに受けたものとしまして、合計で84件がこの対象事業を受けております。

また、農家の環境整備を目的とする基金でありましたことから、中山間等直接支払交付金事業などは、地域の課題解決に向けた独自の共同取り組み活動が行われておるところでございます。

こども紹介させていただきますと、中山間事業については、平成12年度より1、2、3期ということで、今、途中期中でございますけれども、国費において59億円、道費において29億5,000万円、町費においても29億5,000万円が地域の課題解決に向けて共同取り組み活動75億円、個人配分については43億円の内訳で進んでいるところでございます。

このことで、平成15年6月議会に中山間直接支払交付金事業、家畜排せつ物施設整備事業など各種事業が実施されており、この基金の事業目的の達成のためにもこの基金を充当し、運用する条例の一部改正が行われております。このようなことから、平成15年度から新たな貸し付けは行っておりません。

なお、償還金は、一般会計への繰りかえ運用されているところでございます。

よって、この本基金については、平成5年度から14年度までの10年間で経営の改善・合理化等農業経営に関する事業、農家環境に関する事業等に対して、先ほども述べましたが、406件、5億5,000万円の原資をもとに9億9,934万円を無利子で貸し付けし、平成24年度にて償還が終了するところでございます。

このことから、別海町酪農畜産振興資金貸付基金条例を廃止する提案を行うものでございます。

それでは、議案書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

256ページをお開きください。

議案第42号別海町酪農畜産振興資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について。

別海町酪農畜産振興資金貸付基金条例を廃止する条例を次のように制定する。

別海町酪農畜産振興資金貸付基金条例を廃止する条例。

別海町酪農畜産振興資金貸付基金条例（平成5年別海町条例第25号）は、廃止する。

附則。この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上、議案第42号の説明とさせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第42号の内容説明が終わりましたので、本件への質疑を行います。

質疑に入ります。

5番西原議員。

○5番（西原 浩君） いろいろ数字が出てきたので、ちょっと確認したいのですけれども、今現在の基金の残高は幾らあるのかということと、それから基金の運用方法で、先ほど一般会計に繰り入れしているということなのですから、その辺の運用方法についてももうちょっと確認したい。なぜ基金でずっと積んで基金を、元金が減らないような仕組みにしないで一般会計に入れてしまったのか、その辺のいきさつというか、を聞きたいのが2点目です。

それから、平成15年度以降、畜産振興資金の貸し付けは行っていないということなのですから、私も過去に利用させてもらった経緯からいって、もう基金の残高がないから貸し付けできないのだというような説明を受けていました。そこで農協とかそういうところにどうのような周知をして、この基金は今後運用していくのかということの説明していたのか、周知方法ですね。農協、それから農家のほうへのどのような周知方法がしていたのかというのが3点目。

それから、いろいろ成果が何百件、272件ですとか133件ありましたけれども、今、TPP交渉がこれから始まる、それから昨年、ふん尿の事故等、それから雑排水処理事故等あるということで、まだまだ投資をしなければならない状況とかあると思うのです。そういうものに、ではどうのような対策というか対応をしていくのか、代替案としてはどのようなことを考えているのか。

4点ほどよろしく願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） 西原議員の質問にお答えいたします。

まず第1点目でございますけれども、基金の運用につきましては、一般会計への繰り入れ等行っておりますので、この基金についての残高については、3月31日をもって残額はなくなります。

2点目の基金の運用でございますけれども、この点につきましても平成14年をもって基金の運用については、先ほどの堆肥舎整備等の事業ですとか、中山間事業等によって行われている観点から、以上については行われておりません。

また、条例の考え方でございますけれども、平成15年に別海町酪農畜産振興資金貸付金条例の一部改正が行われており、この基金の運用については他への運用等をできないことから、条例の改正を提案させていただきまして、この基金を一般会計へ繰り入れることでもって、環境整備等々に使われる内容としたところでございます。

3点目のJAの通知等についてでございますけれども、平成15年からは農協等の整備資金を使うことによって、利用について15年からは行わない旨の農協との協議を整えてのこういう考え方、融資に変えるという考え方になったところでございます。

昨年の家畜ふん尿等々の関係で、今後、こういう資金の運用はまだ必要ではないかということでございますけれども、期限を切って議会の中で議論を尽くしていただき、私どもの提案しております事業等を認めていただいている点もでございますので、今後についてその都度状況を見ながら、いろいろな施策について原課でありますところから、当然、農協等の協議を行う中でいろいろな施策について、今後もしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） ちょっと質問にそぐわない答弁もございますので、産業振興部長は補足ありませんか。運用の部分とか、残高の確認されていますので、もう少しはっきり。

総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） ただいまの御質問の中で基金の残高、現状と、それからこれまでの基金の一般会計への繰り入れの経緯について、少し補足をさせていただきますが、基金の残高につきましては、先ほど農政課長がお答えしたとおり、本年予算計上しておりますけれども、この基金から一般会計へ繰り入れして、残額は3月31日をもってゼロということになります。

この経緯ですけれども、当初、この貸付基金につきましては、基金からの名前のおり貸付運用という規定でございましたが、平成15年に基金条例の改正を行いまして、当時、この貸し付けについてはこの先予定をしないという中で、これを一般会計に繰り入れて、その目的のために充当することができるというような内容で基金条例の改正を行いました。その後、改正の趣旨に合わせまして、毎年度予算計上をさせていただきます、主に償還分を一般会計に繰り入れを続けながら、決算でもその旨毎年説明をさせていただいておりますけれども、本年をもって償還が完了いたしますので、24年度償還金を繰り入れいたしまして基金条例を廃止すると、こういう経過になってございます。

経過と基金残高の状況について、それと当時の基金条例改正の経過につきましては、以上のとおりです。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員、よろしいですか。

西原議員。

○5番（西原 浩君） ということは、平成15年の改正で、その時点で基金を廃止していくということが方向としては決まると、その流れで今があるということがわかったのですけれども、確かに平成15年当時というのは、平成12年に中山間事業ができた、それから土地利用型ができたりと、農業にとっては一番いい時代でした。それが、今、T P Pの交渉が始まる、それからふん尿の処理をしなければならない、環境の問題もしなければならないという状況になると、確かに平成15年では改正しましたけれども、農業情勢が今変わっているのではないかなと思うのですよね。

だから、そのことに対してどう思うのかという、ちょっと町長に聞きたいのですけれども、きのうの行政執行方針でも、一番最初に書いてあったのは農業振興ということであったのですけれども、この基金条例を廃止するに当たって、町長はどういう思いで今の状況よしとしたのか、この提案をしたのか、その辺の提案した考え方をお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答え申し上げます。

まず先ほど言いましたように、平成15年の時点でこの資金、いわゆる償還が、農家の方が借りているものでありますから、その償還が全て終わった時点、それでこの基金というのはゼロになる、その時点でこの基金条例は廃止になる、これは当然の流れなのです。そういう中で、先ほども言いましたように必要性、それから農協の皆さんのいろいろな代替の措置、国の制度含めていろいろなことができ上がってまいりましたので、この基金については役割を終えたということの中で、今は経過をしてきております。

したがって、今回、廃止をするということについては、そういう中での当然の流れの中

で来ている。そして毎年毎年、一般会計に償還分が入って、そして一般会計の中でそれが使われてきたと、そういう流れであります。

そして今後のことではありますが、現在、先ほど申し上げましたように、今、農業はTPP含めていろいろな厳しい状況もまた想定をされております。これは一つの町で対応できる状況なのかどうか、これからの成り行きを十分注視をしながら、そして別海町の最大の産業が酪農・畜産でありますので、それをどうやって維持発展させていくのか、これらについてはまさにこの成り行きを注視をしながら、国を含めたいろいろな議論をしていく。そういう面では、そういうことを今後、念頭に置きながらやってまいりたいと思いますし、それについてはいろいろな対策も講じる。その中の一つにどういうことが、こういう今の基金があるのかどうか、なかなか一つの町で対応するということには難しいかなと思っておりますが、いずれにしても今後状況を注視をしながら、町としてしっかり対応していくということで、今後ともそういう成り行き含めて、また断固反対とは思っておりますが、それらも含めてこれから対応してまいりたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員、よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 基金については、説明があったとおりで理解をしていますが、西原議員もおっしゃったように、情勢が非常にある意味逼迫をしていると、非常に緊急な要素も出てきているということが言われましたけれども、全くそのとおりでありまして、この事業、貸付対象の中にとりわけ私ずっと町長とも論議をしてきたのは、経営継承ですね。経営をどういうふうに継承していくか、担い手をどう育てていくかという問題でこの間ずっと論議もしてきましたけれども、この対象の中に農業者等の経営継承に関する事業というのが、第3事業ということで入っています。

これは非常に大事なことであろうというふうに思いまして、この制度の精神をどこかで生かして継続していくというようなことが考えられないか、ぜひ考えていただきたいというのが趣旨でありますけれども、もし農家さんの希望などが、要望などが強くあれば、一旦これは廃止をするとしても、仮にそうなったとしても、要望によってはこの時代に合った形で復活をするという考え方、そういうことでのお考えがあるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げたいと思いますが、いずれにいたしましても町としては、これまでも酪農・畜産については最大の基幹産業でありますので、さまざまな対策を講じておりますし、現在もふん尿処理含めて対策を打ってきております。

今、これからの酪農という産業として発展していくためには、先ほども言いましたように、大きな壁も立ちほだかることも考えられる状況もある。そういうこともありますけれども、そのことについてはやはり根本的に日本の農業をどうしていくのか、そこにつながってくる話でありますので、今回の基金とは切り離れた本当に大きな問題だと思っておりますので、ぜひ今後そういう形で酪農・畜産がしっかり発展していくようなこれから議論を深めていく、そういうことが極めて大事だと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 町長のTPPにかかわってのお気持ちはよくわかるのですが、TPPがどういう情勢になろうと前々から、TPPの問題が出てくる前から酪農

を、本当にどう食いとめるのかという問題は大きな課題でした。その点でこの資金がよいように活用できるのであれば、それを歯どめがかかるというようなことでの有用な活用ができるのであれば、継続すべきではないかというのが私の考え方なのですが、先ほど言ったように別海町の今までの課題、TPPあるなしにかかわらず課題として持っていたものを解決するための制度として、何らかの形を考えていく必要があるのではないかという趣旨でありますので、もう一度お願いします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答え申し上げます。

先ほども言いましたように、15年にそういう形でこの資金、基金については償還が終わって、全てがゼロになった時点で基金条例を廃止する、そういう流れでありました。今の段階で、この基金をさらに町として基金を積んでこれから継続していく、そういうことについては全く考えておりません。

○議長（渡邊政吉君） よろしいですか。

中村議員。

○15番（中村忠士君） 制度をそのまま復活するというのは考えてないということでは、町長のお考えはそうだとすることはわかりましたけれども、経営継承、離農を食いとめる、そして別海町の別海町らしい酪農を発展させていくということでのあらゆる知恵を行政として出していくというのは、当然ではないだろうか。そういう観点で私は考えて、狭い意味でこれを復活してほしいということもありますけれども、もっと広い意味でそういう制度を創設していく、考えていく、工夫を凝らしていくという点で申し上げたつもりなのですが、その点でのお考えはどうですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 酪農畜産農業対策、当然、我々も現状でもいろいろとやっております。町のこれからの政策、行政については有効で有益な、そして効率的な形で大事な税金でありますので、そういう形で有効に活用されるような政策というものを今後進めていきたいと思っております。そういう意味で、今、また基金制度これをさらに継続していく状況にはないと、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） ほかに質問ございますか。

8番安部議員。

○8番（安部政博君） 西原議員、中村議員と関連しますけれども、今、町長のお考えではないということですが、私は、この振興資金条例できたころ農協の役員にありまして、ウルグアイ・ラウンド、あるいは減産、離農奨励までなった時代であります。その時代背景から考えると、非常に別海町のとった政策は、タイムリーな政策でありました。ですから、これからどんな情勢が来るかわかりません。今、2名の議員がおっしゃいましたように、その場その場に応じてしっかりと別海町の酪農を見据えた別海町独自の政策というものを打ち出せる、そういった状況をこれからも考えていっていただきたいと、そういうことです。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答え申し上げます。

できた当時、平成5年ですか、その当時は当然この基金条例をつくって、農家にいろいろな経営改善で、そして環境の改善、そういう意義はあったですね、ないとは全く言っておりません。そういう形で5年を経過して、そして国のいろいろな制度、それから中山間

含めていろいろな制度ができて、その基金制度というものにかわるようなことが十分手当てされてきたと、そういう中でこれは廃止をしていく、そういうことで決定されてきたのだね。

したがって、これからそのものを否定するのではなくて、やはり有効かつ効率的な政策というのが大事なので、現在の時点においては、その基金をこれからも継続していくという考え方には現在立っていない、そういうことであります。

○議長（渡邊政吉君） 安部議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

4番今西議員。

○4番（今西和雄君） 十分に町長の言っていることは伝わっているのですが、ただ、受けとめ方として、今まであったものが廃止されるという受けとめ方が、今のような議論になってきているのかなということで、もちろん十分に役割を果たしたから廃止だというのは、当然今までの説明でわかっているのですけれども、前向きな廃止ですよということを町長の気持ちとして、先ほど来伝えてくれた部分なのですけれども、そういう部分を自分たちとしては、今後の酪農の発展に向けての町の姿勢としての方向性として期待している部分があるので、その辺も含めて、十分には伝わっているのですけれども、最後にお願いしたい。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 平成15年、当時、私も議員でありましたけれども、廃止の流れといいますか、これはそこで融資がそれぞれ移行しないということではありますが、廃止を前提にそういうことが決断されたのだらうと思います。そういうところの前向きなことだったのかどうか、それについては判断はそれぞれ皆さんにお任せをいたしますが、いずれにいたしましてもそれにかわるようないろいろな制度、国の制度含めて出てきたという中で、この基金制度については、農協の皆さんとも十分協議をしながら決めたということですので、それらも含めて判断をされたのだらうと思います。

したがって、これからそういう意味で、今の急激な国を含めた流れの中でどういう農業政策をしていくか、国を含めて、そして基幹産業、酪農畜産の町としてもしっかりそういう酪農の発展・維持できるような対策というものを今後とも十分考えて協議していく、努力をしていく、十分そういうことは前向きにやっていく、そういうことであります。

○議長（渡邊政吉君） 今西議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

◎日程第35 議案第44号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第35 議案第44号町道の路線認定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（小西健夫君） 議案第44号町道の路線認定についての内容を御説明いたします。

議案の261ページをお開きください。

本案は、事業の実施に伴う7路線、事業の実施計画に伴う町道4路線の計11路線を新規認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案資料により御説明させていただきます。

議案資料の71ページをお開きください。

既に認定している町道路線数は668路線で、総延長1,194.312.48メートルとなっております。今回認定分は11路線で、1,638.13メートルです。これにより、町道の認定は679路線、総延長は1,195.950.61メートルとなり、1,638.13メートルの増となっております。

なお、町道の路線認定の位置図は、議案資料74ページから84ページに添付しております。

説明については省略させていただきます。

以上で、議案第44号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第44号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎散会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、11日月曜日は、午前10時から一般質問を行います。

皆様、どうも御苦労さまでございました。

散会 午後 2時50分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員